

令和6年度 三股町総合教育会議 議事録

令和6年11月29日(金)
14:30~15:50
三股町役場4階第1会議室

○出席者

町長部局：町長 木佐貫 辰生、副町長 石崎 敬三
企画商工課長 鈴木 貴、同課長補佐 永田 祐樹、
同課係長 高山 秀栄、同課主任主事 西森 侑香里
教育委員会：教育長 米丸 麻貴生、三股町教育長職務代理者 大重 順一、
教育委員 長岡 江利子、兒玉 たえ子、愛甲 敬二
教育課長 島田 美和、同課長補佐 下西 志浩、黒木 欣綱
同課主幹 松下 綾、同課係長 戸高 志織、同課副主幹 平田 智希

○議 事

1 開会

司 会：

それでは、ただいまより令和6年度 三股町総合教育会議を開催します。
はじめに、木佐貫町長よりごあいさつを申し上げます。

2 町長あいさつ

町 長：

本日はお忙しい中、三股町総合教育会議にご出席いただきありがとうございます。

今回は大きな議題として、「不登校対策について 校内教育支援センター設置」、「今後の児童生徒数の見込みについて」、「梶山城跡の国指定について」の3つについて協議させていただくこととなります。

不登校対策は宮崎県でも不登校児童生徒は増加傾向にあり、本町でも学校にいけない児童生徒がいるということでもあります。本町では宮崎市のNPO法人ヒミツキチが上米公園の前の民家を改修し、高校生の不登校対策として居場所づくりを行っています。また、社会福祉協議会が協力しているひる学校、よる学校もコミュニケーションの場づくりに取り組んでいます。

今後の児童生徒数については、今後も人口減少が続く見込みであることから、特に梶山小学校、長田小学校をどうするのが大きなテーマになってくるのではないかと考えられます。小規模特認校制度で児童数を確保しているものの、将来的にどうするのか改めて検討する必要があるのではないのでしょうか。

梶山城跡については、前に進められるような取り組みについてお話しできればと思っております。

みなさま本日はよろしくお願いたします。

3 協議事項

(1)不登校対策について ・校内教育支援センター設置

町 長:

それでは、協議事項(1)不登校対策について 校内教育支援センター設置について説明をお願いします。

教育長:

不登校児童生徒数については、年々増加し続け、令和3年度以降、過去最高を更新しています。国は、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」を取りまとめました。三股町教育委員会としても、これまで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や活用、適応指導教室の設置など、不登校対策に取り組んできたところです。本日は「不登校の現状と課題」と「本町における校内教育支援センターの必要性」の、二つの柱で説明いたします。

まず、「不登校の現状と課題」として、全国の不登校児童生徒数の推移について、文科省調査の「令和5年度生徒指導上の諸課題調査に関する調査結果資料」では、病欠を除き30日以上欠席した不登校の状態にある小・中学生は、過去最高の34万6482人となりました。小学校は、10年前の5倍、中学校は10年前の2.2倍となっております。

続いて、県内の不登校の状況です。令和5年度、小学校では943人、中学校では1680人となっており、増加傾向が続いていることが分かります。1,000人当たりの不登校数は、本県公立小学校で16.6人、本県公立中学校で59.7人となっています。本町の不登校児童生徒数は小学校で10.3人、中学校で40.4人と全国平均よりは少ないものの、不登校児童生徒数があることについては、改善していく必要があると考えます。

続いて不登校の「きっかけ要因」ですが、令和4年度の「生徒指導上の諸課題に関する調査結果資料」において「不登校」として報告された児童生徒を調査対象として、教師、児童生徒、保護者の三者間比較を行っています。児童生徒本人や保護者が選択した「不登校のきっかけ要因」としては、最も割合が高かった項目が「不安・抑うつへの訴え」でした。児童生徒本人の「きっかけ要因」に、早期かつ継続的に対応するための校内での相談・支援体制の構築と充実が求められていると考えられます。

近年のこのような状況から、文部科学省では、令和5年3月31日に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」を取りまとめ、取組の推進に努めるよう通知を出しました。このプランの中では、不登校の児童生徒が、学びたいと思ったときに、多様な学びにつながるよう、学校内外に多様な環境を整備・確保し、連携することが重要であると述べられています。この中に、「教育支援センター」と「校内教育支援センター」の説明があります。「教育支援センター」は、「適応指導教室」のことで、本町でも適応指導教室を設置しています。「校内教育支援センター」は、「スペシャル・サポート・ルーム」と示しており、校内に居場所を作るものです。

続いて、令和7年度文部科学省の概算要求についてです。「校内教育支援センターの設置促進・機能強化事業」として、新規に14億円の要求・要望額をあげています。この中に、「事業内容」として、「校内教育支援センター支援員の配置事業」があります。内容

は、「校内教育支援センター」が校内の支援拠点として機能するよう「支援員」を配置するものです。これまでも、教室に入れない児童生徒に、校内での別室対応を充実させようとしても、「対応する職員がいない」ということが最も大きな課題でした。

それでは、本町における「校内教育支援センター」の必要性について説明します。本町の不登校児童生徒数の推移を見てみると、本町においても、令和2年頃から、小学校で増加傾向にあり、中学校においても30～40人を超える高い値で推移しています。なお、不登校児童生徒の内訳は、「新規」と「継続」があり、「継続」は、前年度から年度が変わっても、引き続き不登校の状態にある児童生徒、「新規」はその年に新たに不登校の状態になった児童生徒のことです。中学校では、「継続」になる生徒が多いことから、中学校1年及び2年で「新規」の不登校生徒をつくらない対策が必要であると考えられます。このことから、まず、中学校における「校内教育支援センター」の運用から始めたいと考えております。

三股中学校配置の県スクールカウンセラーの令和5年度実績では、相談内容は「不登校」を主訴とした相談が減少しており、「友人関係」「家庭環境」の相談が増加傾向にあります。県スクールカウンセラーによると、三股中学校での早期の相談体制が整ったことにより、「不登校」になってしまった後の相談が減少し、その前の原因である相談内容が増加傾向にあるということです。

現在、早期の相談体制で効果が上がってきた状況にあって、学校には行けるが、自分の学級に入りづらい児童生徒が、学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の復帰を支援することが必要であり、「校内教育支援センター」が有効な手立てであると考えられます。

最後に、「校内教育支援センターの設置」により期待される効果です。これまでの取組として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び活用、生徒指導実践加配教員による相談・支援体制、学年室・保健室等を活用した居場所づくり、適応指導教室「サンライトルーム」による学習や生活の支援や相談対応、フリースクールへの訪問等の充実に努め、効果も見られています。これに、校内教育支援センターを設置し、その機能を十分に発揮するための相談支援を行う支援員の配置をすれば、学校内での学習拠点を設置・整備して提供することで、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が早期の段階において、学校内で、安心して学習することや、相談支援を受けることが可能になると考えられます。

また、先日、宮崎大学の教授の講演がありました。その中で、不登校の児童生徒を学校復帰させることだけを目標にするのではなく、精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を遅れるような、社会的な自立を果たすことや、児童生徒自らが進路を主体的に捉えられるよう支援を行うことが大事であると話されていました。それらを踏まえて意見交換できればと思います。

町 長：

それでは、不登校対策についてご質問がある方はお願いします。

不登校児童の中学3年生の人数は、中学2年生の時から継続になるのでしょうか。

教育長：

令和5年度は継続が多くみられましたが、令和6年度になると新規が増えています。小学6年生で不登校であった児童が、中学校入学という環境が変わることによって登校できるようになった生徒も多くいますが、夏休み過ぎには再び不登校になる生徒も多くいます。

大重職務代理者：

教員の勤務時間を考えると良い対策だと思います。不登校の原因が学校に起因することは意外と少ない。学校での友人関係や成績は学校で対応できるが、児童生徒が何に悩んでいるのかがしっかり把握し、その悩みに対応するにはカウンセリングが基本になると思うので、スクールカウンセラーにお願いし早期に対応できるのが望ましいのではないのでしょうか。

町 長：

人的配置はどうなりますか。

教育長：

スクールカウンセラーについては県から配置していただいています。三股中学校の令和5年度の相談実績は134時間+33時間となっています。33時間については、西岳中学校、有水中学校で相談がなければ三股中学校で使って良い時間となっており、令和6年度は334時間と割り当てられる時間が倍増されています。

副町長：

適応指導教室の指導員配置には、国の補助は入っているのでしょうか。定着した後に補助がなくなる場合もあるのではないのでしょうか。町の財政も勘案しながら考えていく必要があると思います。

町の財政面も考慮し、効率的・効果的な運用をお願いしたいと思います。

町 長：

校内教育支援センターの場所の設置はどこになるのでしょうか。

教育長：

中学校と相談にはなりますが、管理棟2階のスクールカウンセラーが常駐している場所の前の教室を使用できればと思っています。

長岡委員：

スクールカウンセラーは男性であるため、現在は男性1人で対応されています。町の財政にもかかわると言われていましたが、男性だけでなく女性もいたら相談しやすいのではないのでしょうか。

副町長:

適応指導教室指導員は女性2名、男性1名となっています。ローテーションして、校内教育支援センターで女性の相談員が対応することも可能ではないでしょうか。

教育長:

11月から女性のスクールカウンセラーを派遣してもらっています。スクールカウンセラーを2名配置することで、どのような効果があるか県が試験しているところです。

町長:

校内教育支援センターは来年から取り組むという理解でよいでしょうか。

教育長:

国の予算が付くか次第ではありますが、取り組んでいきたいと考えています。

町長:

来年度から校内教育支援センターを設置していくということですので、県とも話を進めていただければと思います。

(2)今後の児童生徒数の見込みについて

町長:

それでは、協議事項(2)今後の児童生徒数の見込みについて説明をお願いします。

教育長:

現在、本町の小学校には1,888名、中学校には981名、合計2,869名の児童生徒が通っています。しかし、令和12年度には昨年度生まれた子が入学する年度になり、小学校では1,416名と令和6年度から500名減となります。中学校では令和6年度の981名から961名とさほど減少していませんが、入学してきた小学生が中学校に上がることを考慮すると減少する傾向にあります。

小・中学校の児童生徒数については、令和6年度は2,869名なのが、令和12年度には2,322名と500名減となる見込みです。児童数の多い三股西小学校についても令和6年度の673名から令和12年度には566名と減少傾向にあります。また、566名は小規模特認校制度等の調整を行っていない人数になっているので、実際にはさらに減る可能性もあります。また、令和12年度の三股西小学校の1年生を見ても、61名で3クラスとなっていますが、小規模特認校制度等の利用で60名を下回ると2クラスになる可能性があります。

平成17、18年度に通学区域審議会を開催しており、平成18年から長田小学校の小規模特認校制度を試験的に開始しています。平成26、27年度には小規模特認校に

宮村小学校、梶山小学校を追加し、長田小学校では試験的に行っていた小規模特認校制度を正式にスタートしました。また、調整区域を設けています。

今後は三股町内の小学校の児童生徒数が減っていく可能性があることから、通学区域審議会を設置して、小規模特認校制度や調整区についてどのように進めていくか話し合う必要があるのではないかと考えているところです。

町 長:

将来的に梶山小学校、長田小学校は複式学級になるのではないかとのことでしたが、梶山小学校、長田小学校をどうするかが1つのテーマになると思われます。委員の皆様からご意見等あればお願いします。

児玉委員:

スクールバスのおかげで小規模特認校制度が充実しており、大きな学校が苦手な児童、自然豊かな環境で学ばせたい保護者など、様々な人に対応できています。小規模特認校制度は今後も残していきたい制度だと思います。地域外から多くの子どもが来てくれることは地域の人も喜んでくれるので、地域のことを考えても、可能な限り続けていければと思います。

町 長:

学校は地域の核となるため、地域とともにどうあるべきか検討していく必要があります。長田小学校はひまわり保育園長田分園や防災センターも隣接しているので、できるだけ地域の活性化につなげてほしいと思います。

愛甲委員:

小学校の児童数が6年間で500人減るとするのは危機的なことだと思います。自身の保育園でも、三股町からの入所は5名でしたが、転出が6名と、実質1名減となりました。一方で、都城市からは12名入ってきている状況です。

複式学級になると先生の仕事の負担が増えることや学校の維持そのものも大変ですので、町全体で考えていく必要があると思います。

町 長:

学校は地域の核になるので、町の在りようをどうするかが大事ではないでしょうか。人口減少は避けられないので、せめて緩やかな減少となるよう、人口減少もしくは人口増に向けた対策をしていきたいと思います。

長岡委員:

公民館に入らないとごみを捨てられないという状況ですが、公民館に入らなくてもごみを捨てられるなど、そういった問題がなくなれば地域に入ってきてやすいのではないのでしょうか。

町 長:

公民館加入率は下がってきています。来年から公民館の加入促進の取り組みを検討しているところです。自治公民館連絡協議会等でも加入促進についての動きがあるようです。

また、ごみ処理は自治体の責任であるため、ごみ捨ても1つの手段として公民館の加入促進を進めていきたいと考えています。

副町長:

小規模特認校制度の特色を出したり、以前も話題に上がったかと思いますが、イェナプラン教育を取り入れたりする学校独自の取組や山村留学、町外から児童を受け入れるなど考える必要があるのではないのでしょうか。

町 長:

町外からの受入も含め、今後検討できればと思います。

(3) 梶山城跡の国指定について

町 長:

それでは、協議事項(3)梶山城跡の国指定について説明をお願いします。

副町長:

三股町土地開発公社は、将来必要となる公共事業用地の先行取得を目的として、昭和 58 年に設立された特別法人となっています。理事長は三股町長で、三股町役場都市整備課の中にあり、運営も都市整備課が行っています。

今回議題に挙げている梶山城跡地については、梶山城跡地を国の指定文化財とするため、平成 28 年度の着手以降買収を進め、現在までに 24ha 中 17ha と約 7 割を取得しています。なお、残りの 3 割は取得困難となっています。経費を含めた用地の原価は約 41,000,000 円となっており、国や県から長期保有地の縮減を求められていること、維持管理コストも踏まえ、町が早めに買い取りしていただくのが望ましいのではないのでしょうか。

今後、教育課でどのように国指定申請を進めていくのか、考えを聞かせていただきたいと思います。

町 長:

では、今後の手続きについて説明をお願いします。

黒木補佐:

まず、意見具申書で年数の掛かるものとして、学術的評価報告書の作成があります。縄張り図にみる城郭史評価、発掘調査成果、文献史料からの調査が必要となり、町とし

て学術的に梶山城跡をどう評価するかが重要となってきます。文献史料からの調査から始めれば作成できるのではないかと考えています。

また、梶山城跡については、文化庁から 20 年前に特 A と高い評価をいただいています。伐採等もありましたが、今後は梶山城へ向かう道を歩ける状態にしたいと考えております。この整備についても 5 割の補助があります。

町 長:

梶山城跡の国指定については、地域活性化にもつながると思うので、ぜひ前に進めてほしいと思います。

(4)その他

町 長:

それでは、(4)その他について、委員の皆様、ご意見・ご質問はございませんか。

大重職務代理者:

不登校対策については、再登校を目指すだけでなく、ひきこもりを減らしたいという意図もあります。長い目で見たときに、三股町にはひきこもりの人がいなくなるよう、ぜひ進めてほしいと考えています。

町 長:

将来ひきこもりにならないように、町としてもしっかり取り組んできたいと思いますので、今後ともご支援をよろしくお願いいたします。

他にご意見等ないようですので、進行を事務局へお返しします。

4 閉会

司 会:

木佐貫町長、ありがとうございました。また委員の皆様におかれましては、貴重なご意見等いただきありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして、令和6年度 総合教育会議を終了したいと思います。本日は有難うございました。